



インターネットでの情報提供	
提供予定日	4月25日

平成27年4月24日（金）県政記者クラブ、岐阜経済記者クラブ配布資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
(公財)岐阜県産業経済振興センター	産業振興部 振興課	篠田 隆博	直通 058-277-1079
岐阜県商工労働部地域産業課	県産品開発係	園田 美樹	内線 3092 直通 058-272-8362

## 平成27年度モノづくり商品開発支援事業について(支援対象者募集)

### モノづくり企業の商品開発をデザインで応援！

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター（以下「産経センター」という。）では、モノづくり事業者の商品開発をデザインで支援する「モノづくり商品開発支援事業」を実施します。

この事業は、産経センターが選定したデザイナーに、デザイン開発支援業務を委託（※）し、モノづくり事業者との協働により新商品の開発を推進するものです。

企業は外部デザイナーを活用したモノづくりのノウハウを実践的に学びながら、新商品開発に取り組むことができます。

このたび、当該事業の支援対象者（プロジェクト）を、下記のとおり募集しますので、お知らせします。

※本事業は、岐阜県の補助を受けて実施しております。

#### 記

#### 1 募集内容

県内のモノづくり事業者の新しいビジネスへの参入や、国内外に発信できる岐阜県ブランドの商品ラインナップ強化に繋がる商品開発プロジェクトを募集します。

審査の上、採択された商品開発プロジェクトに対して、産経センターがそのデザイン開発を支援します。

今回は、1.5プロジェクト程度を随時採択予定です。

#### 2 募集期間

平成27年4月24日（金）～平成27年6月5日（金）

※ 採択件数が、予定件数を満たした場合は募集を終了します。

#### 3 応募資格

- ・県内に事業所を有するモノづくり事業者（自社にて製造もしくは商品開発を行う法人、個人事業者又は、それらのグループ）
- ・ビジネスモデル改革・商品開発に意欲があり、デザイン開発支援を受けることによって年度末までに商品化又は商品化に向けた試作品を完成することができる者。

#### 4 応募方法

募集要項を参照のうえ、参加申込書（別記様式1）と事業概要資料（会社案内等）を産経センターまで持参又は郵送により提出して下さい。（郵送の場合は、6月5日消印有効）

参加申込書を提出する前に、必ず当センターに相談してください。

※「募集要項」及び「参加申込書」様式は、(公財)岐阜県産業経済振興センターのホームページからダウンロードしてください。(HPアドレス:<http://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2015042401/index.asp>)

## 5 提出先・問合せ先

〒500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 ふれあい福寿会館 10階

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 産業振興部振興課 起業・デザイン支援担当 宛

電話 058-277-1079 FAX 058-273-5961

## 6 スケジュール

本事業は、以下のスケジュールにより実施します。

今回の募集は、<Step. 1>に係るものです。

### <Step. 1> 「支援対象者及びプロジェクトの募集」

支援させていただく対象者及びプロジェクトを募集します。

①支援対象者(プロジェクト)の募集 : 募集要項のとおり

②支援対象者(プロジェクト)の決定 : 随時(最終6月中旬(予定))

\*プロジェクト採択後、プロジェクトの進め方等に関する説明会を開催します。(6月予定)

支援対象者(プロジェクト)決定後の流れは次のとおりです。

### <Step. 2>

産経センターは、プロジェクトごとにデザイナーを選定し、産経センターとデザイナーの間でデザイン開発業務に関する委託契約を締結します。

③デザイナーの選定 : 平成27年6月中旬~7月中旬(予定)

### <Step. 3>

支援対象者・デザイナーとの協働により、プロジェクトの商品開発を行っていただきます。

事業終了後に開発商品(試作品)の展示報告会を実施する予定です。県主催のテストマーケティング、展示会への出展等の機会もあります。

④プロジェクト進行 : 平成27年6月中旬~平成28年3月中旬(予定)

## 7 応募に関する注意事項

- ・採択プロジェクトについて、企業名、プロジェクトの概要等を産経センターホームページ等で公表します。
- ・採択された各プロジェクトには、産経センターのデザイン開発コーディネーターが運営に携わります。
- ・各プロジェクトのデザイン開発支援に関わるデザイナーの経費については、業務委託料として産経センターがデザイナーへ直接支払います。
- ・本事業におけるデザイナーとは、商品開発に係る設計・デザイン・プランニング・ディレクション等の事業を営む法人または個人事業者をいいます。
- ・試作品の製作にかかる材料費等の諸経費ほか、当初計画したデザイナーへの委託業務内容以外の業務に発生する費用などについては、支援対象者の負担とします。
- ・本事業において製作した製品のデザインに関する意匠権は、原則としてデザイナーに帰属します。当該意匠権を使用した商品を独占的に製造販売するための対価の支払いについては、支援対象者とデザイナーが協議して定めるものとします。
- ・本事業の事業効果を測るため、支援対象者は、本事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を、事業終了後5年間、産経センターに報告するものとします。